

○筑西市医師修学資金貸与条例施行規則

平成 26 年 4 月 1 日市規則第 21 号

改正

平成 27 年 3 月 31 日規則第 23 号

平成 27 年 6 月 16 日規則第 34 号

平成 28 年 7 月 12 日規則第 34 号

平成 29 年 8 月 1 日規則第 29 号

平成 30 年 9 月 30 日規則第 38 号

平成 30 年 12 月 21 日規則第 43 号

令和 4 年 2 月 1 日市規則第 3 号

令和 4 年 9 月 30 日市規則第 28 号

令和 7 年 6 月 27 日市規則第 28 号

筑西市医師修学資金貸与条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、筑西市医師修学資金貸与条例（平成 26 年条例第 4 号。以下「条例」という。）第 16 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則に規定する用語の意義は、条例に規定する用語の例による。

(指定病院)

第 3 条 条例第 2 条に規定する市規則で定める病院は、筑西広域市町村圏事務組合において行われる病院群輪番制事業に参画する病院であって、次に掲げる病院とする。

(1) 茨城県西部メディカルセンター

(2) 協和中央病院

2 条例第 1 項に規定する市規則で定める指定診療科は、次に掲げる診療科とする。

(1) 内科

(2) 小児科

(3) 外科

(4) 整形外科

(5) 救急科

(6) 麻酔科

(7) 総合診療科

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める診療科

(貸与の申請)

第4条 条例第6条第1項に規定する申請者は、市長が定める期間に、修学資金貸与申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、条例第4条に規定する初年度納付金の貸与を受けようとするときは、当該申請書にその旨を記載するものとする。

(1) 応募理由書(様式第2号)

(2) 誓約書(様式第3号)

(3) 受験予定先届出書(様式第4号) (医師課程に在学する者(以下「在学者」という。)を除く。)

(4) 大学に在学することを証する書類(在学者に限る。)

(5) 履歴書(写真を貼付したもの)

(6) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類
(貸与の適否の決定等)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、条例第15条に規定する筑西市医師修学資金貸与選考委員会において、書面によるほか必要に応じて面接等による審査(以下「選考審査」という。)を行い、修学資金の貸与の適否及び貸与の優先順位を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により修学資金の貸与の適否及び貸与を受けることのできる優先順位(以下「優先順位」という。)を決定したときは、次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、当該申請者に当該各号に掲げる通知書により通知するものとする。

(1) 在学者で貸与を決定された者(以下「貸与決定在学者」という。) 修学資金貸与承認決定通知書(様式第5号。以下「決定通知書」という。)

(2) 医学課程に在学していない者で医学課程に合格した場合に限り貸与を決定される者(以下「貸与仮決定者」という。) 修学資金貸与承認仮決定通知書(様式第6号)

(3) 選考審査において貸与の優先順位が市予算を考慮して定める貸与の予定人数(以下「貸与予定人数」という。)を超えた順位にある者(以下「待機者」という。) 修学資金貸与選考順位通知書(様式第7号)

(4) 貸与が認められなかった者 修学資金貸与不承認決定通知書(様式第5号)
(待機者への対応)

第6条 市長は、次の各号のいずれかの場合は、当該各号に定める通知書により待機者に通知

するものとする。

(1) 貸与仮決定者が貸与契約を締結しないこととなったとき。 次に掲げる待機者の区分に応じ、当該区分に定める通知

ア 優先順位の最上位にある医学課程に在学していない待機者 修学資金貸与承認仮決定通知書（様式第 6 号）

イ 優先順位の最上位にある在学者 決定通知書

(2) 貸与を決定された者が貸与予定人数に達したとき。 修学資金貸与不承認決定通知書（様式第 5 号）

2 市長は、前項第 1 号アの場合において、同号アの通知を受けた待機者が貸与契約を締結しないこととなったときは、次の優先順位の者に同号の規定に準じて通知するものとし、貸与が決定するまで貸与を受けることのできる権利を優先順位の下の者に順次繰り下げるものとする。

（貸与仮決定者の貸与承認決定等）

第 7 条 貸与仮決定者又は前条第 1 項第 1 号アに規定する者は、医学課程に合格し、進学先が決定した場合にあっては次に掲げる書類を添えて入学先決定届出書（様式第 8 号）を、医学課程に合格できなかった場合にあっては修学資金貸与申請取下げ届（様式第 9 号）を市長に提出しなければならない。

(1) 進学する大学の合格通知書の写し

(2) 初年度に納入する金額が確認できる書類（初年度納付金の貸与を希望する者に限る。）

(3) 健康診断書

(4) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の入学先決定届出書の提出を受け、貸与を決定した場合は、決定通知書により当該貸与仮決定者に通知するものとする。

（貸与契約）

第 8 条 第 5 条第 2 項第 1 号及び前条第 2 項の規定により修学資金の貸与の決定を受けた者（以下「貸与決定者」という。）は、遅滞なく、修学資金貸与契約書（様式第 10 号）により貸与契約を締結するものとする。

2 貸与決定者及び連帯保証人（以下「貸与決定者等」という。）は、前項の貸与契約を締結するときは、同意書（様式第 11 号）に申請者等の印鑑登録証明書を添えて市長に提出しなければならない。ただし、貸与決定者が未成年、かつ、未婚のときは、貸与決定者の印鑑登録証明書は不要とする。

(進級等の証明)

第9条 修学生のうち在学者は、医学課程に在学の間に進級した場合は、速やかに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 在学証明書
- (2) 学業成績表
- (3) 健康診断書
- (4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 修学生のうち医学課程に在学していない者は、医学課程に入学した場合は、速やかに前項第1号、第3号及び第4号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(貸与の方法及び時期)

第10条 市長は、前条に掲げる書類により在学、履修期間等について確認をした場合は、次の各号に掲げる修学資金の種類に応じ、当該各号に定める時期に修学資金を修学生が指定した金融機関の口座に振り込むことにより貸与するものとする。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、修学資金を振り込む時期を変更することができる。

(1) 修学金 次に掲げる区分に応じ、当該次に定めるとおりとする。

ア 4月から9月までの月分 5月

イ 10月から3月までの月分 10月

(2) 初年度納付金 貸与契約を締結した後速やかに

(借用証書の提出)

第11条 修学生は、貸与期間が終了したとき、又は条例第9条の規定により貸与契約が解除となったときは、直ちに貸与を受けた修学資金に利息を加えた全額について、連帯保証人と連署した修学資金借用証書(様式第12号)に修学生及び連帯保証人(以下「修学生等」という。)の印鑑登録証明書を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、第8条第2項ただし書の規定を準用する。

(連帯保証人等の変更)

第12条 修学生は、連帯保証人を変更し、又は連帯保証人の氏名若しくは住所の変更があったときは、直ちに連帯保証人変更届出書(様式第13号)に連帯保証人の印鑑登録証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(届出書の提出)

第13条 修学生又は被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該各号に定める届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき 氏名（住所）変更届出書（様式第 1 4 号）
- (2) 修学資金の貸与の解除を申し出るとき 修学資金解除申出書（様式第 1 5 号）
- (3) 退学したとき 退学届出書（様式第 1 6 号）
- (4) 休学し、停学し、又は留年したとき 休学（停学・留年）届出書（様式第 1 7 号）
- (5) 復学したとき 復学届出書（様式第 1 8 号）
- (6) 卒業したとき 卒業届出書（様式第 1 9 号）
- (7) 医師法（昭和 2 3 年法律第 2 0 1 号）第 6 条第 2 項に規定する医師免許を取得したとき
医師免許取得届出書（様式第 2 0 号）
- (8) 医師として指定勤務を開始したとき 勤務開始届出書（様式第 2 1 号）
- (9) 医師として指定病院を退職したとき 退職届出書（様式第 2 2 号）

2 修学生又は被貸与者が死亡したときは、その者の相続人（成年者に限る。）又は連帯保証人は、遅滞なく、死亡届出書（様式第 2 3 号）にその事由を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

（貸与の停止等）

第 1 4 条 市長は、条例第 8 条の規定により修学資金の貸与を停止したときは、修学資金貸与停止通知書（様式第 2 4 号）により修学生等に通知するものとする。

（貸与契約の解除）

第 1 5 条 市長は、条例第 9 条の規定により貸与契約を解除したときは、直ちに修学資金貸与契約解除通知書（様式第 2 5 号）により、修学生等に通知するものとする。

（納入通知書等）

第 1 6 条 修学資金の返還金の納入通知は、筑西市会計規則（平成 2 7 年市規則第 2 3 号。以下「会計規則」という。）に規定する納入通知書によるものとする。

2 修学資金の返還金は、条例第 1 0 条第 1 項に規定する納期限の日までに市の指定する金融機関等に納入しなければならない。この場合において、納期限の日が休日（筑西市の休日を定める条例（平成 1 7 年条例第 2 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日とする。

（分割返還の申請、決定等）

第 1 7 条 条例第 1 0 条第 1 項ただし書の規定による分割返還（以下「分割返還」という。）をしようとする者は、修学資金分割返還申請書（様式第 2 6 号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の分割返還の方法は、条例第 1 0 条第 1 項各号に掲げる事由が生じた日の属する月の

翌月から起算して貸与期間に相当する期間内において、月賦又は半年賦の均等返還によるものとする。この場合において、初年度納付金の貸与を受けている場合は、初年度納付金及びその利息に相当する額（以下「初年度納付金等相当額」という。）を当該分割返還の始期に充てるものとし、修学金及びその利息に相当する額の返還は、初年度納付金等相当額の返還期の後の返還期に充てるものとする。

- 3 市長は、第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その適否を決定し、修学資金分割返還承認・不承認決定通知書（様式第27号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（督促）

第18条 市長は、被貸与者等が納期限の日までに修学資金の返還金を納入しないときは、期限を指定して、納期限の日後30日以内に督促状（様式第28号）を発するものとする。

- 2 前項の督促状に指定する期限は、督促状を発した日から起算して10日を経過した日とする。

（連帯保証人に対する履行の請求）

第19条 市長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の2第1号の規定により連帯保証人に対し履行の請求をするときは、連帯保証債務履行請求書（様式第29号）により行うものとする。

- 2 前項の請求をするときは、会計規則に規定する納付書を添付するものとする。

（返還の猶予の申請）

第20条 条例第11条の規定による修学資金の返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、遅滞なく、修学資金返還猶予申請書（様式第30号）に当該事由を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、返還の猶予の適否を決定し、修学資金返還猶予承認・不承認決定通知書（様式第31号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（期間の計算方法）

第21条 条例第11条に規定する期間の計算は、月数によるものとする。ただし、その数に1月未満の端数があるときは、これを1月とする。

- 2 条例第12条及び第13条に規定する勤務期間の計算は、被貸与者が勤務を開始した日（以下「勤務開始日」という。）の属する月から退職した日（以下「退職日」という。）の属する月までの月数によるものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に

定めるところにより勤務期間の計算をするものとする。

- (1) 勤務開始日又は退職日の属する月の勤務日数が15日未満の場合 当該月を勤務期間から控除する
- (2) 前号に規定する勤務開始日及び退職日の属する月の勤務日数を合算して15日以上となる場合 1月として勤務期間に加算する
- (3) 勤務期間に育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置による勤務その他これに準じる勤務（以下「育児短時間勤務等」という。）の期間がある場合 当該期間の初日から末日までの日数に、育児短時間勤務等をした者に係る当該期間における所定労働時間をその者に係る育児短時間勤務等をしなかった場合における所定労働時間で除して得た数を乗じて得た日数（当該日数に1日未満の端数があるときは、これを1日に切り上げた日数）を30日ごとに1月として勤務期間に加算する
- (4) 前号の規定により計算した日数に1月未満の端数が生じ、当該日数が15日以上である場合 1月として勤務期間に加算する
- (5) 勤務期間に休職又は停職の期間がある場合 当該休職又は停職の期間の開始する日の属する月からその終了した日の属する月までの月数を勤務期間から控除する
(返還債務の免除の申請)

第22条 条例第12条及び第13条の規定による返還債務の免除を受けようとする者は、修学資金返還免除申請書（様式第32号）に、医師業務勤務期間証明書（様式第33号）を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、返還債務の免除の適否について決定し、修学資金返還免除承認・不承認決定通知書（様式第34号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(現況の報告)

第23条 被貸与者は、大学を卒業した日から修学資金の返還債務の全部を免除され、又は返還債務の履行を終える日までの間、毎年4月30日までに、同月1日現在の状況を現況報告書（様式第35号）に同日現在の状況を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(選考委員会の所掌事項)

第24条 条例第15条に規定する筑西市医師修学資金貸与選考委員会（以下「選考委員会」という。）は、次に掲げる事項を調査審議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 修学資金の貸与を受ける者の選考に関する事。
- (2) 前号に掲げるもののほか修学資金の貸与に関し市長が必要と認める事。

(選考委員会の組織)

第25条 選考委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 一般社団法人真壁医師会の代表者
- (2) 指定病院に係る医師
- (3) 学識経験者
- (4) 副市長
- (5) 保健福祉部長

3 前項第1号、第2号及び第3号に掲げる委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第26条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 公職等にあることの理由で任命された委員は、当該理由がやんだときは、委員の職を失うものとする。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第27条 選考委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第28条 選考委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者に対し、その出席を求め、意見を聴取し、又は必要な資料等を提出させることができる。

(補則)

第 29 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年市規則第 23 号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年市規則第 34 号）

この規則は、公布の日から施行し、第 1 条の規定による改正後の筑西市行政組織規則の規定、第 2 条の規定による改正後の筑西市会計管理者補助組織規則の規定、第 3 条の規定による改正後の筑西市文書取扱規則の規定、第 4 条の規定による改正後の筑西市職員の職名に関する規則の規定、第 5 条の規定による改正後の筑西市職員の給与に関する規則の規定、第 6 条の規定による改正後の筑西市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の規定、第 7 条の規定による改正後の筑西市多機能磁気カードの発行等に関する条例施行規則の規定、第 8 条の規定による改正後の筑西市児童福祉法施行細則の規定、第 9 条の規定による改正後の筑西市身体障害者福祉法施行細則の規定、第 10 条の規定による改正後の筑西市知的障害者福祉法施行細則の規定、第 11 条の規定による改正後の筑西市国民健康保険規則の規定、第 12 条の規定による改正後の筑西市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則の規定、第 13 条の規定による改正後の筑西市空き地等の環境保全に関する条例施行規則の規定、第 14 条の規定による改正後の茨城県屋外広告物条例の施行に関する規則の規定、第 15 条の規定による改正後の筑西市後期高齢者医療に関する条例施行規則の規定及び第 16 条の規定による改正後の筑西市医師修学資金貸与条例施行規則の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年市規則第 34 号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の第 24 条の規定は、同日以後の委員の任期に係る定数及び委嘱又は任命について適用する。

附 則（平成 29 年市規則第 29 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年市規則第 38 号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 30 年 10 月 1 日（以下「施行の日」という。）から施行する。

附 則（平成 30 年市規則第 43 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和４年２月１日市規則第３号）

この規則は、公布の日から施行し、令和４年１月１日から適用する。

附 則（令和４年９月３０日市規則第２８号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和７年６月２７日市規則第２８号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

修学資金貸与申請書						
年 月 日						
筑西市長 様 （申請者）氏名 法定代理人（申請者が未成年の場合） 住所 氏名 住所 氏名						
修学資金の貸与を受けたいので、筑西市医師修学資金貸与条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、 関係書類を添えて次のとおり申請します。						
申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日	性別	男・女
	氏 名					
	受験予定又は 在 学 中 の 大学の名称等	名称	学部	在籍学年		
	現 住 所			電話番号		
	帰省先の住所			電話番号		
連帯保証人	フリガナ		生年月日	年 月 日		
	氏 名					
	住 所			申 請 者 との関係		
	電話番号					
連帯保証人	フリガナ		生年月日	年 月 日		
	氏 名					
	住 所			申 請 者 との関係		
	電話番号					
貸与希望期間		年 月から 年 月まで				
初年度納付金		希望します ・ 希望しません（どちらかを○で囲む。）				
振 込 先		金融機関名			支店等名	
		種 類	普通 ・ 当座			
		口座番号				
		フリガナ				
		口座名義				

備考 「振込先」欄に記載する口座の名義人は、申請者と同一であること。

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

応募理由書

(申請者) 氏名

This image shows a full page of white paper with horizontal dashed lines, typical of primary-ruled notebook paper. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

年 月 日

誓 約 書

筑西市長 様

（申請者）氏名 印

法定代理人（申請者が未成年の場合）

住所

氏名 印

住所

氏名 印

私は、筑西市医師修学資金貸与条例の規定による修学資金を受けることが決定したときは、同条例及び筑西市医師修学資金貸与条例施行規則を順守し、将来、同規則第 3 条第 1 項に規定する指定病院及び同条第 2 項に規定する指定診療科において、医師の業務に従事することを誓約します。

備考 申請者が未成年者の場合は、親権者（法定代理人）も署名及び押印をしてください。

様式第 4 号（第 4 条関係）

様式第 4 号（第 4 条関係）

受験予定先届出書						
年 月 日						
筑西市長 様						
(申請者) 氏 名						
筑西市医師修学資金貸与条例施行規則第 4 条の規定により、次のとおり大学受験に係る受験先について届出いたします。						
受験予定先一覧						
番号	優先 順位	推薦 一般	大学名	入試日	入試結果 発表日	入学金 支払期限
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						

備考 推薦一般の欄については、推薦入試、一般入試の別をご記入ください。

様式第 5 号（第 5 条、第 6 条、第 7 条関係）
様式第 5 号（第 5 条、第 6 条、第 7 条関係）

第 号
年 月 日

（申請者）
様

筑西市長 印

修学資金貸与承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった修学資金の貸与について、次のとおり決定したので、筑西市医師修学資金貸与条例施行規則第 5 条第 2 項、第 6 条又は第 7 条第 2 項の規定により、次のとおり通知します。

1 貸与承認決定に関する事項		
貸与決定番号	年度 第 号	
貸与金額	初年度納付金	円
	修学金月額	円
貸与期間	年 月から 年 月まで	
2 貸与不承認決定に関する事項		
不承認の理由		

様式第 6 号（第 5 条、第 6 条関係）

様式第 6 号（第 5 条、第 6 条関係）

第 号
年 月 日

（申請者）
様

筑西市長 印

修学資金貸与承認仮決定通知書

年 月 日付けで申請のあった修学資金の貸与について、あなたを貸与仮決定者として決定したので、筑西市医師修学資金貸与条例施行規則第 5 条第 2 項又は第 6 条の規定により、通知します。

なお、この決定は仮の決定であり、あなたが医学課程に合格後に次の表の 1 の手続を経た後に、修学資金の貸与が決定されます。

1 医学課程に合格し、入学先を決定したときの手続	速やかに入学先決定届出書（様式第 8 号）に次の書類を添えて届出をしてください。 (1) 進学する大学の合格通知書の写し (2) 初年度に納入する金額がわかる書類（初年度納付金の貸与を希望する者に限る。） (3) 健康診断書 (4) その他
2 貸与契約を締結しない（できない）こととなったときの手続	修学資金貸与申請取下げ届（様式第 9 号）により、速やかに届出をしてください。

様式第 7 号（第 5 条関係）
様式第 7 号（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

（申請者）
様

筑西市長 印

修学資金貸与選考順位通知書

年 月 日付けで申請のあった修学資金の貸与については、次のとおり決定したので、筑西市医師修学資金貸与条例施行規則第 5 条第 2 項の規定により、通知します。

貸 与 選 考 順 位	
備 考	この順位は、貸与決定者又は貸与仮決定者（医学課程に在学していない者で医学課程に合格した場合に貸与が決定される者をいう。以下同じ。）を除いた、貸与を受けることのできる優先順位です。よって、この順位に基づき、貸与決定者又は貸与仮決定者が貸与契約を締結しない場合に限り、所要の手続きを経て貸与決定者となります。

様式第 8 号（第 7 条関係）
様式第 8 号（第 7 条関係）

入学先決定届出書			
年 月 日			
筑西市長 様			
(申請者) 氏名			
大学の医学課程の入学先を決定したので、筑西市医師修学資金貸与条例施行規則第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。			
入 学 先	大学名	学部名	所在地
添付書類	(1) 進学する大学の合格通知書の写し (2) 初年度に納入する金額が確認できる書類（初年度納付金の貸与を希望する者に限る。） (3) 健康診断書 (4) その他		
備 考			

様式第 9 号（第 7 条関係）
様式第 9 号（第 7 条関係）

修学資金貸与申請取下げ届	
第 号 年 月 日	
筑西市長 様	
(申請者) 氏名	
法定代理人 (申請者が未成年の場合)	
住所	
氏名	
住所	
氏名	
年 月 日付け申請しました修学資金の貸与申請については、次の理由により 取下げしたいので、筑西市医師修学資金貸与条例施行規則第 7 条第 1 項の規定により、届け出 ます。	
取下げの理由	

様式第 1 0 号（第 8 条関係）

収入

印紙

修学資金貸与契約書

筑西市長（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、筑西市医師修学資金貸与条例（平成 26 年条例第 4 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定に基づき、修学資金及び初年度納付金（以下「修学資金」という。）の貸与について、次のとおり契約を締結する。

（貸与）

第 1 条 甲は、乙に対し、次のとおり修学資金を貸与するものとする。

- (1) 修学資金貸与月額 円
- (2) 貸与期間 年 月から 年 月まで
- (3) 初年度納付金 円

2 修学資金には、貸与を受けた各月分の修学資金及び初年度納付金の額につき、当該修学資金及び初年度納付金の貸与を受けた日の翌日から最後に修学資金の貸与を受けた日までの期間の日数に応じ、年 10 パーセントの割合で計算した利息を付するものとする。

3 修学資金の貸与は、口座振替の方法により行うものとする。

（貸与の停止等）

第 2 条 甲は、乙が休学し、又は停学の処分を受けたときは、その日の属する月から復学した日の属する月までの分の修学資金の貸与を行わないものとする。この場合において、これらの月分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、乙が復学した日の属する月の翌月以降の月分として貸与されたものとみなす。

2 甲は、乙が留年（一の学年の課程を再度履修することをいう。以下同じ。）をしたときは、当該留年に係る期間における月分の修学資金の貸与を停止するものとする。

（契約の解除）

第 3 条 甲は、乙が大学に在学する間に、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除するものとする。

- (1) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったとき。
- (2) 学業成績が著しく不良で、卒業の見込みがなくなったとき。
- (3) 修学資金の貸与を辞退したとき。
- (4) 退学し、又は死亡したとき。
- (5) 学業成績表、健康診断書等の提出の要請に応じなかったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき。

（返還）

第 4 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が生じた日から起算して 30 日以内に貸与を受けた修学資金の全額に利息を付してこれを返還しなければならない。

- (1) 貸与期間が終了したとき。
- (2) 前条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (3) 臨床研修（医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 16 条の 2 第 1 項の規定に基づく研修をいう。以下同じ。）及び専門研修（一般社団法人日本専門医機構（以下「機構」という。）の定めによる基本領域専門研修をいう。以下同じ。）の修了後、筑西市医師修学資金貸与条例施行規則（平成 26 年市規則第 21 号。以下「規則」という。）第 3 条第 1 項に規定する指定病院及び同条第 2 項に規定する指定診療科の医師（非常勤の者を除く。）として勤務（以下「指定勤務」という。）をしないとき。
- (4) 心身の故障により、臨床研修若しくは専門研修を受けることができなくなり、又は医師の業務に従事することができなくなったとき。

（遅延利息）

第 5 条 乙は、正当な理由がなく、修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該

返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき修学資金の額と条例第10条第2項の規定により算出した利息の額との合計額につき、筑西市税条例（平成17年条例第72号）に規定する延滞金の割合に準じた割合により算出した金額に相当する延滞金額を加算して支払わなければならない。

（返還の猶予）

第6条 甲は、貸与期間が満了した後において、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由の継続する期間に限り、修学資金の返還の債務（以下「返還債務」という。）の履行を猶予することができる。

- (1) 乙が引き続き大学に在学し、大学院に進学し、又は臨床研修若しくは専門研修を受けているとき。
- (2) 医師の免許を取得しようとするとき（大学の医学を履修する課程の修了後2年を限度とする。）。
- (3) 臨床研修及び専門研修の修了後、医師としての能力の向上のための研修（機構の定めによるサブスペシャルティ領域研修にあっては、1領域を上限とする。）の受講、留学、大学院への進学等（以下「研修等」という。）をしているとき。
- (4) 臨床研修及び専門研修の修了後、指定勤務をしているとき。
- (5) 指定勤務を開始した後に研修等をしているとき。
- (6) 臨床研修若しくは専門研修を受け、又は研修等をし、若しくは指定勤務する場合において、育児休業又は介護休業を取得しているとき。
- (7) 災害、疾病その他やむを得ない事由により修学資金の返還が困難であると甲が認めるとき。

（返還債務の当然免除）

第7条 甲は、指定勤務を開始した乙が次の各号のいずれかに該当するときは、返還債務を免除することができる。

- (1) 専門研修の修了後、次に掲げる期間を合算した期間が経過するまでの間に、指定勤務における勤務の期間（以下「勤務期間」という。）が貸与期間（貸与期間が3年未満のときは、3年とする。以下同じ。）に相当する月数に達したとき。この場合において、乙が初年度納付金の貸与を受けているときは、当該初年度納付金の額が500万円未満のときにあっては12を、500万円以上のときにあっては24を貸与期間に相当する月数に加えるものとする。

ア 貸与期間に5年を加算した期間

イ 災害、疾病その他やむを得ない事由により指定勤務をすることができないと甲が認める期間

- (2) 勤務期間が前号の貸与期間に相当する月数に達する前に死亡し、又は心身の故障のため引き続き勤務することができないと甲が認めるとき。

2 乙が指定病院において臨床研修又は専門研修を受ける場合にあっては、当該指定病院における研修の期

間を勤務期間に加算するものとする。

（返還債務の裁量免除）

第8条 甲は、勤務期間が3年以上かつ前条第1項第1号の貸与期間に相当する月数に満たない場合は、当該勤務期間に応じ、修学資金の返還債務の一部を免除することができる。

（連帯保証人）

第9条 乙は、連帯保証人を変更し、又は連帯保証人の氏名若しくは住所の変更があったときは、直ちに規則第12条に規定する連帯保証人変更届出書を甲に提出しなければならない。

（契約の履行）

第10条 この契約書に定めるもののほか、乙は、条例及び規則の定めるところにより、その義務を誠実に履行しなければならない。

（疑義等の決定）

第11条 この契約書に定めのない事項及び契約の内容に疑義が生じたときは、甲の指示するところによるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙及び連帯保証人が記名押印のうえ、甲乙各1通を保有する。

年 月 日

甲	茨城県筑西市	
	筑西市長	印
乙	住所	
	氏名	印
連帯保証人		
	住所	
	氏名	印
連帯保証人		
	住所	
	氏名	印
	法定代理人（乙が未成年の場合）	
	住所	
	氏名	印

備考 連帯保証人の印鑑登録証明書を提出すること。

様式第11号(第8条関係)

筑西市長 様

年 月 日

修学生 (修学生が成年者 又は既婚者のとき は実印)	ふりがな	
	氏 名	実印又は印
	本 籍	
	現 住 所	
	生 年 月 日	年 月 日
連帯保証人	ふりがな	
	氏 名	実印
	本 籍	
	現 住 所	
	生 年 月 日	年 月 日
	修学生との関係	修学生の ()
連帯保証人兼法定 代理人 (修学生が成年者 又は既婚者の場合 は連帯保証人)	ふりがな	
	氏 名	実印
	本 籍	
	現 住 所	
	生 年 月 日	年 月 日
	修学生との関係	修学生の ()
法定代理人	ふりがな	
	氏 名	実印
	本 籍	
	現 住 所	
	生 年 月 日	年 月 日

様式第12号 (第11条関係)

印紙

年 月 日

筑西市長 様

住所	
氏名	実印又は印
連帯保証人	
住所	
氏名	実印
連帯保証人	
住所	
氏名	実印
法定代理人（修学生が未成年の場合）	
住所	
氏名	印

修学資金借用証書

下記のとおり筑西市医師修学資金貸与条例の規定に基づき、修学資金を借用しました。

記

貸与決定番号	年度 第 号								
借用金額		千	百	十	万	千	百	十	円
借用期間	年 月から 年 月まで (年 月から 年 月までを除く 年 月分)								
内 訳	月額合計 円								
	初年度納付金 円								
	利息 円								

様式第 1 3 号（第 1 2 条関係）
様式第 1 3 号（第 1 2 条関係）

連帯保証人変更届出書		
年 月 日		
筑西市長 様		
(修学生) 住所 氏名 印		
連帯保証人又は連帯保証人の氏名若しくは住所を変更したので、筑西市医師修学資金貸与条例施行規則第 1 2 条の規定により、次のとおり届け出ます。		
貸与決定番号		年度 第 号
新	ふりがな	
	住 所	〒 電話番号
	ふりがな	
	氏 名	実印
	生年月日	年 月 日
	修学生との関係	
旧	ふりがな	
	住 所	〒 電話番号
	ふりがな	
	氏 名	印
	生年月日	年 月 日
	修学生との関係	
変更年月日		年 月 日
変 更 理 由		

備考 新しい連帯保証人の印鑑登録証明書を提出すること。

様式第 1 4 号（第 1 3 条関係）
様式第 1 4 号（第 1 3 条関係）

氏名（住所）変更届出書		
年 月 日		
筑西市長 様		
住所 氏名 印		
氏名（住所）を変更したので、筑西市医師修学資金貸与条例施行規則第 1 3 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。		
貸与決定番号		年度 第 号
新	ふりがな	
	住 所	〒 電話番号
	ふりがな	
	氏 名	実印
旧	ふりがな	
	住 所	〒 電話番号
	ふりがな	
	氏 名	印
変更年月日		年 月 日
変 更 理 由		

備考 実印に変更がある場合は、新しい実印の印鑑登録証明書を提出すること。

様式第 1 5 号（第 1 3 条関係）
様式第 1 5 号（第 1 3 条関係）

修学資金解除申出書		
年 月 日		
筑西市長	様	
	住所 氏名 連帯保証人	実印又は印
	住所 氏名 連帯保証人	実印
	住所 氏名 法定代理人（修学生が未成年の場合） 住所 氏名	実印 印
修学資金の貸与を解除したいので、筑西市医師修学資金貸与条例施行規則第 1 3 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。		
貸与決定番号	年度 第 号	
解除年月日	年 月 日	
解除する理由		

様式第 1 6 号（第 1 3 条関係）
様式第 1 6 号（第 1 3 条関係）

退学届出書		
年 月 日		
筑西市長 様		
住所 氏名 実印又は印 連帯保証人 住所 氏名 実印 連帯保証人 住所 氏名 実印 法定代理人（修学生が未成年の場合） 住所 氏名 印		
大学を退学したので、筑西市医師修学資金貸与条例施行規則第 1 3 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。		
貸与決定番号	年度 第 号	
退 学 年 月 日	年 月 日	
うえのとおり相違ないことを証明します。		
年 月 日		
学校長 印		

様式第 1 7 号（第 1 3 条関係）

様式第 1 7 号（第 1 3 条関係）

休学（停学・留年）届出書	
年 月 日	
筑西市長 様	
住所	
氏名 印	
大学を休学した（停学の処分を受けた・留年した）ので、筑西市医師修学資金貸与条例施行規則第 1 3 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。	
貸与決定番号	年度 第 号
休学（停学）年月日	年 月 日から 年 月 日まで
留 年 期 間	年 月 日から 1 年間
うえのとおり相違ないことを証明します。	
年 月 日	
学校長 印	

様式第 1 8 号（第 1 3 条関係）

様式第 1 8 号（第 1 3 条関係）

復学届出書		
年 月 日		
筑西市長 様		
住所		
氏名 印		
大学に復学したので、筑西市医師修学資金貸与条例施行規則第 1 3 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。		
貸与決定番号	年度 第 号	
復 学 年 月 日	年 月 日	
休学(停学)期間	年 月 日から 年 月 日まで	
うえのとおり相違ないことを証明します。		
年 月 日		
学校長 印		

様式第 19 号（第 13 条関係）

様式第 19 号（第 13 条関係）

卒業届出書			
			年 月 日
筑西市長 様			
			住所 氏名
大学を卒業したので、筑西市医師修学資金貸与条例施行規則第 13 条第 1 項の規定により、 次のとおり届け出ます。			
貸 与 決 定 番 号		年度 第 号	
卒 業 年 月 日		年 月 日	

備考 卒業証明書の写しを添付すること。

様式第 2 0 号（第 1 3 条関係）
様式第 2 0 号（第 1 3 条関係）

医師免許取得届出書		
年 月 日		
筑西市長 様		
住所		
氏名		
医師の免許を取得したので、筑西市医師修学資金貸与条例施行規則第 1 3 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。		
貸与決定番号	年度 第 号	
医師籍登録番号	第 号	
登録年月日	年 月 日	

備考 医師免許証の写しを添付すること。

様式第 2 1 号（第 1 3 条関係）

勤務開始届出書		
年 月 日		
筑西市長 様		
(被貸与者等) 住所		
氏名		印
筑西市医師修学資金貸与条例第 3 条第 1 号の指定勤務を開始したので、筑西市医師修学資金貸与条例施行規則第 1 3 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。		
貸与決定番号	年度 第 号	
指定病院及び 指 定 診 療 科	名 称	
	所 在	
	電話番号	
	指定診療科	
勤務開始年月日	年 月 日	
添付資料	1 臨床研修修了証 2 基本領域専門研修の修了を証する書類 3 サブスペシャルティ領域専門研修の修了を証する書類	
上記のとおり相違ないことを証明します。		
年 月 日		
指定病院の長		印

様式第 2 2 号（第 1 3 条関係）

様式第 2 2 号（第 1 3 条関係）

退職届出書			
年 月 日			
筑西市長 様			
住所			
氏名			
筑西市医師修学資金貸与条例施行規則第 3 条に規定する病院を退職したので、同規則第 1 3 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。			
病 院 の 名 称			
貸与決定番号	年度	第	号
退 職 年 月 日	年	月	日

様式第 2 3 号（第 1 3 条関係）
様式第 2 3 号（第 1 3 条関係）

死亡届出書	
年 月 日	
筑西市長 様	
(親族等) 住所 氏名	
修学生（被貸与者）が死亡したので、筑西市医師修学資金貸与条例施行規則第 1 3 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。	
貸与決定番号	年度 第 号
修学生（被貸与者）の氏名	
死 亡 年 月 日	年 月 日

備考 死亡診断書又は戸籍抄本を添付すること。

様式第 2 4 号（第 1 4 条関係）
様式第 2 4 号（第 1 4 条関係）

第 号
年 月 日

様

筑西市長 印

修学資金貸与停止通知書

修学資金の貸与を停止したので、筑西市医師修学資金貸与条例施行規則第 1 4 条の規定により、
次のとおり通知します。

貸与決定番号	年度 第 号
修 学 者 氏 名	
貸与停止年月日	年 月 日
貸与停止する修学金	年 月分以後の修学金
貸与停止の理由	

様式第 2 5 号（第 1 5 条関係）

様式第 2 5 号（第 1 5 条関係）

修学資金貸与契約解除通知書	
第 号 年 月 日	
様	
筑西市長 印	
修学資金の貸与契約を解除したので、筑西市医師修学資金貸与条例施行規則第 1 5 条の規定により、次のとおり通知します。	
貸与決定番号	年度 第 号
修学者氏名	
契約解除年月日	年 月 日
契約解除する修学金	年 月分以後の修学金
契約解除の理由	

様式第 2 6 号（第 1 7 条関係）
様式第 2 6 号（第 1 7 条関係）

修学資金分割返還申請書	
年 月 日	
筑西市長 様	
住所	
氏名 印	
修学資金の分割返還をしたいので、筑西市医師修学資金貸与条例施行規則第 1 7 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。	
貸与決定番号	年度 第 号
被貸与者氏名	
貸与期間	年 月から 年 月まで (年 月から 年 月までを除く 年 月)
貸与を受けた総額 (A)	金 円
利息額 (B)	金 円
返還免除額 (C)	金 円
返還金額 (A + B - C)	金 円
納付する額	月 賦 円
	半年賦 円
分割返還を行う期間	年 月 日から 年 月 日まで
納付予定日	月 賦 毎月 日
	半年賦 1 月及び 7 月の 日
分割返還を希望する理由	

添付書類 分割返還を希望する理由を証する書類

様式第 2 7 号（第 1 7 条関係）

様式第 2 7 号（第 1 7 条関係）

第 号
年 月 日

修学資金分割返還承認・不承認決定通知書

様

筑西市長 印

年 月 日付けで申請のあった修学資金の返還の債務の分割返還については、次の
とおり決定したので、筑西市医師修学資金貸与条例施行規則第 1 7 条第 3 項の規定により、通知し
ます。

1 分割返還承認決定に関する事項	
貸与決定番号	年度 第 号
被貸与者氏名	
返還債務の額	金 円
納付する額	月 賦 円
	半年賦 円
分割返還を行う期間	年 月 日から 年 月 日まで
納付予定日	月 賦 毎月 日
	半年賦 1 月及び 7 月の 日
2 分割返還不承認決定に関する事項	
不承認の理由	

様式第 2 8 号（第 1 8 条関係）
様式第 2 8 号（第 1 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

筑西市長 印

督促状

筑西市医師修学資金貸与条例の規定により貸与した修学資金について、次のとおり未納となっております。同封の納付書を持参のうえ、指定の納入場所（納付書裏面に記載）にて、次の指定期限までに納入願います。

被貸与者	住 所	
	氏 名	
年度修学資金の返還金未納額（初年度納付金を含む。）	修学資金の返還金	円
	利 息	円
	遅延利息	円
	合 計	円
納 期 限	年 月 日	
指定期限	年 月 日	

様式第 2 9 号（第 1 9 条関係）
様式第 2 9 号（第 1 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

筑西市長 印

連帯保証債務履行請求書

債務者が納期限までに納入しなくてはならない修学資金の返還金について、納期限が経過したため督促をしましたが、未納入のため、筑西市医師修学資金貸与条例施行規則第 1 9 条第 1 項の規定により、連帯保証債務の履行を請求します。

なお、連帯保証債務履行期限までに履行をしないときは、法令の定めるところにより強制執行等の手続を行うことになります。

債 務 者 (被貸与者)	住 所	
	氏 名	
年度及び債権名		年度修学資金の返還金
修学資金の返還金 (初年度納付金を含む。)		円
利 息		円
遅延利息		円
合 計		円
納 期 限		年 月 日
連帯保証債務履行期限		年 月 日
納入場所		
その他必要な事項		

様式第 3 0 号（第 2 0 条関係）
様式第 3 0 号（第 2 0 条関係）

修学資金返還猶予申請書		
年 月 日		
筑西市長 様		
住所		
氏名 印		
修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けたいので、筑西市医師修学資金貸与条例施行規則第 2 0 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。		
貸与決定番号	年度 第 号	
貸与期間	年 月から 年 月まで (年 月から 年 月までを除く 年 月)	
返還猶予申請額	円	
返還猶予期間	年 月から 年 月まで	
返還猶予を受ける理由		
専門研修（基本領域）の修了後、猶予（中断）期間の利用の有無、具体的な内容（予定を含む。）		
有 ・ 無	期 間	内 容
	～	
	～	
	～	

備考 上記の理由を証する書類を添付すること。

様式第 3 1 号（第 2 0 条関係）

様式第 3 1 号（第 2 0 条関係）

第 号
年 月 日

様

筑西市長 印

修学資金返還猶予承認・不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった修学資金の返還債務の履行の猶予については、次のとおり決定したので、筑西市医師修学資金貸与条例施行規則第 2 0 条第 2 項の規定により、通知します。

1 返還猶予承認決定に関する事項	
貸与決定番号	年度 第 号
貸 与 金 額	金 円
返 還 猶 予 額	金 円
返還猶予期間	年 月から 年 月まで
猶 予 の 理 由	条例第 条第 号該当

2 返還猶予の不承認決定に関する事項	
不承認の理由	

様式第 3 2 号（第 2 2 条関係）

様式第 3 2 号（第 2 2 条関係）

修学資金返還免除申請書	
年 月 日	
筑西市長 様	
住所	
氏名 印	
修学資金の返還債務の履行について、免除事由が発生したので、筑西市医師修学資金貸与条例施行規則第 2 2 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。	
貸与決定番号	年度 第 号
免除申請額	円
貸与総額	円
勤務期間	年 月から 年 月まで
休職の有無 及びその期間	
免除事由	

備考 医師業務勤務期間証明書（様式第 3 3 号）を添付すること。

様式第33号 (第22条関係)

医師業務勤務期間証明書				
被貸与者氏名				
貸与決定番号	年度 第 号			
勤務先指定病院				
雇用形態				
勤務時間 (1週間当たり)				
勤務した診療科				
連続して1月を超えて医師の業務に従事しなかった期間の有無	有 ・ 無	期間	年 月 日から 年 月 日まで	
		理由		
育児短時間勤務等の有無及び期間	有 ・ 無	期間	年 月 日から 年 月 日まで	
		育児短時間勤務等に係る所定労働時間 時間 育児短時間勤務等をしなかった場合の所定労働時間 時間		
上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 筑西市長 様 病院所在地 病 院 名 病院長氏名 印				

様式第 3 4 号（第 2 2 条関係）
様式第 3 4 号（第 2 2 条関係）

第 号
年 月 日

様

筑西市長 印

修学資金返還免除承認・不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった修学資金の返還債務の免除については、次のとおり決定したので、筑西市医師修学資金貸与条例施行規則第 2 2 条第 2 項の規定により、通知します。

1 返還免除の承認決定に関する事項	
貸与決定番号	年度 第 号
被貸与者の氏名	
貸 与 金 額	金 円
返 還 免 除 額	金 円
猶 予 の 理 由	条例第 条第 号該当
2 返還免除の不承認決定に関する事項	
不承認の理由	

様式第 3 5 号（第 2 3 条関係）

様式第 3 5 号（第 2 3 条関係）

現況報告書		
年 月 日		
筑西市長 様		
住所		
氏名		
年 4 月 1 日現在の状況について、筑西市医師修学資金貸与条例施行規則第 2 3 条の規定により、次のとおり報告します。		
貸与決定番号	年度 第 号	
4 月 1 日現在の状況	☐ 臨床研修を受講 ☐ 専門研修（基本領域）を受講 ☐ 専門研修（サブスペシャルティ領域）を受講 ☐ 大学院に在学又は留学 ☐ 指定病院に勤務 ☐ その他（ ）	
所属先、在学先 又は勤務先	名 称	
	所 在	〒 電話番号
研修プログラム名		
研修期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
勤務開始 (予定) 年月日	年 月 日	

- 備考 1 該当する□の中に「✓」を記入すること。
- 2 この報告書は、毎年 4 月 3 0 日までに提出すること。
- 3 4 月 1 日現在の状況を証する書類を添付すること。